スキルアップやリ・スキリングに取り組もうとする皆さまへ

労働者向け

# 教育訓練休暇給付金のご案内（簡略版）

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

## 給付日数・給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。
給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます（失業給付の算定方法と同じです）。

＜給付日数＞

| 加入期間 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|
| 所定給付日数 | 90日 | 120日 | 150日 |

＜支給額のイメージ＞

| 額面月収 | 給付月額 |
|---|---|
| 350,000円 | 約195,000円 |

## 主な支給要件

- 休暇開始前**2年間に12か月以上**の**被保険者期間があること**
  （原則、**11日以上の勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象**になります）
- 休暇開始前に**5年以上、雇用保険に加入していた期間があること**
  （離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます）
- **業務命令によらず、就業規則等に基づき**教育訓練を受けるための**無給の休暇を取得していること**

## 支給までの流れ

労働者　事業主　ハローワーク

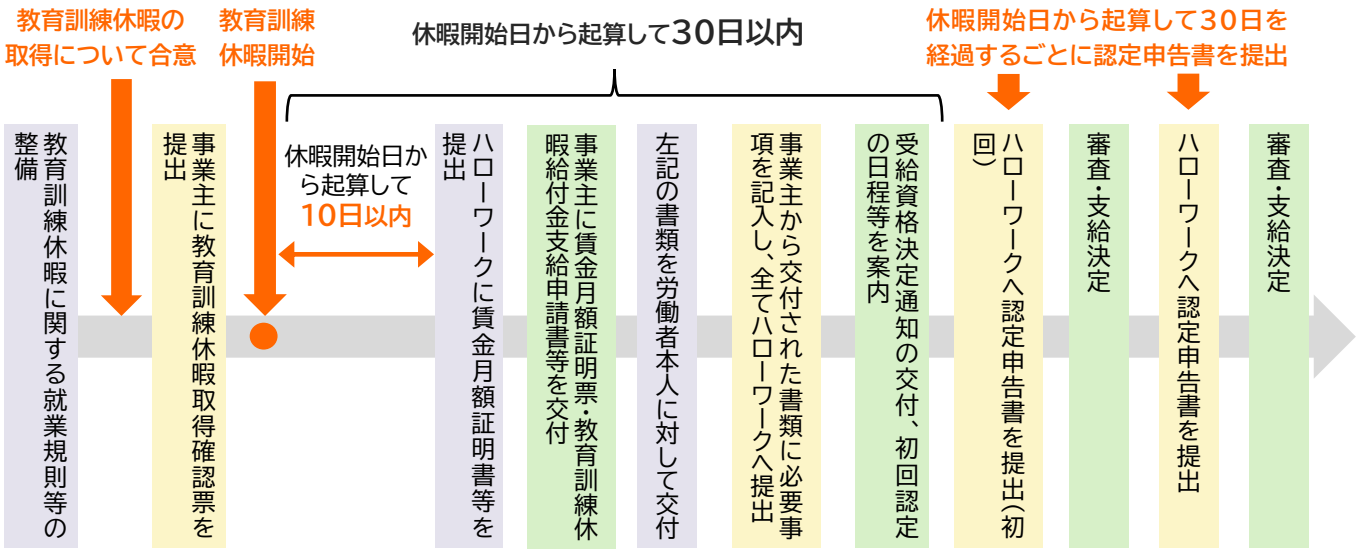


## 注意事項

**教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません**（ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません）。

教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。また、教育訓練休暇給付金の支給に関しては、別途詳細な要件がありますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」（パンフレット）及びホームページをご確認いただき、ご不明な点は、住居所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク

LL070707保02